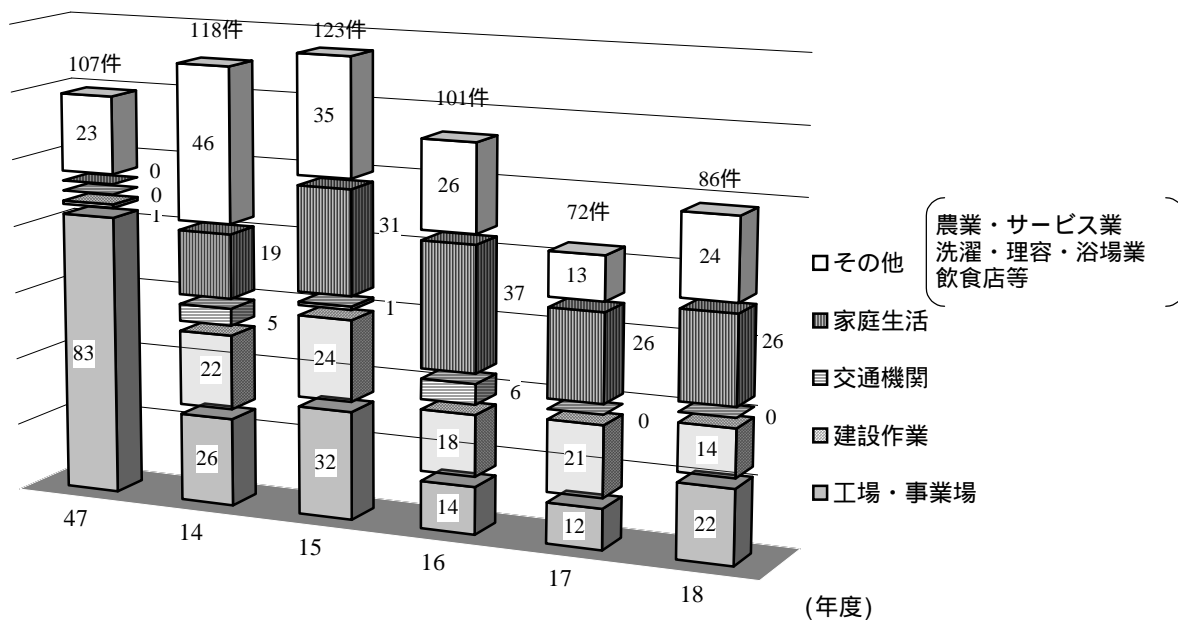


第2節 法令等の施行状況

1 大気汚染に係る苦情件数

図 1.2.1 大気汚染に係る苦情件数の発生源別推移



2 大気汚染防止法及び富山県公害防止条例（大気関係）

(1) 届出状況

ア 大気汚染防止法

表 1.2.1 大気汚染防止法に基づくばい煙⁺発生施設の届出状況 (19年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																				計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30	31		
		ボイラ	加熱炉・ガス発生炉	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	溶鉱炉・転炉・平炉	金属溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	焼成炉・熔融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅・鉛・亜鉛精錬用施設	塩素・塩化水素反応施設等	複合肥料製造用反応施設	硝酸製造用施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機		
富山市	466	776	5	1	0	2	35	12	63	8	26	6	12	1	2	6	7	24	129	1	1,116	
高岡市	242	347	0	3	1	52	21	0	3	4	21	4	14	0	42	0	0	14	31	0	557	
魚津市	47	65	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	1	0	23	0	0	11	13	0	118	
氷見市	41	39	0	1	0	13	1	0	1	0	6	0	3	0	0	0	0	0	5	0	69	
滑川市	34	58	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	6	0	71	
黒部市	54	123	0	0	0	17	17	0	0	0	8	0	1	2	0	0	0	3	27	0	198	
砺波市	69	86	0	0	0	12	8	0	0	0	6	0	5	0	0	0	0	16	10	0	143	
小矢部市	51	66	0	0	0	2	3	0	3	0	7	0	1	0	0	0	0	3	6	0	90	
南砺市	75	112	0	0	0	1	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	10	0	132	
射水市	103	202	0	0	0	34	64	0	0	0	7	12	7	0	1	0	0	4	26	3	360	
中新川郡	49	80	0	0	0	25	5	0	1	0	9	1	5	0	0	0	0	2	4	0	132	
下新川郡	32	51	0	0	0	9	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	9	0	78	
合計	1,263	2,004	5	5	1	167	159	12	73	12	102	23	56	3	68	6	7	81	276	4	3,064	

表 1.2.2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん[†]発生施設の届出状況 (19年3月31日現在)

地域	工場・事業場数	一般粉じん発生施設数					計
		堆積場	ベルトコンベア・バケットコンベア	破碎機・摩砕機	ふるい		
富山市	61	99	64	81	16	260	
高岡市	36	43	71	32	2	148	
魚津市	16	13	3	15	2	33	
氷見市	9	8	14	7	2	31	
滑川市	7	7	5	4	1	17	
黒部市	10	18	22	26	5	71	
砺波市	13	20	10	18	4	52	
小矢部市	24	29	14	22	10	75	
南砺市	25	28	42	16	4	90	
射水市	19	46	46	5	2	99	
中新川郡	22	24	38	46	13	121	
下新川郡	12	14	45	24	5	88	
合計	254	349	374	296	66	1,085	

表 1.2.3 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC[†])発生施設の届出状況

地域	工場・事業場数	V O C 発生施設									計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		化学製品製造用乾燥施設	吹付塗装施設	塗装用乾燥施設	(印刷回路粘着テープ等包装材料製造用) 接着用乾燥施設	(4項・木材・木製品製造用を除く) 接着用乾燥施設	オフセット輪転印刷用乾燥施設	グラビア印刷用乾燥施設	工業用洗浄施設	貯蔵タンク	
富山市	4	3	1		1	2		2			9
高岡市	2	2									2
魚津市											
氷見市											
滑川市	2				1		3				4
黒部市	1				3						3
砺波市											
小矢部市	1		1								1
南砺市											
射水市	1					1					1
中新川郡	1				2	1					3
下新川郡	1				1	1					2
合計	13	5	2	0	8	5	3	2	0	0	25

表 1.2.4 大気汚染防止法及び富山県(市)建築物又は工作物の解体等に伴う石綿粉じん排出等防止措置要綱に基づく特定粉じん排出等作業等の実施届出状況 (19年3月31日現在)

区分	作業の種類	処 理 の 方 法			小 計	計
		除 去	囲い込み	封じ込め		
大 気 汚 染 防 止 法	解 体	32	-	-	32	177
	改 造 ・ 補 修	99	20	17	136	
	小 計	131	20	17	168	
富 山 県 要 綱	解 体	1	-	-	1	
	改 造 ・ 補 修	7	-	1	8	
	小 計	8	-	1	9	

注 1 富山県要綱は、当初、大気汚染防止法の対象外であった小規模建築物や工作物の解体、改造・補修作業を届出対象とするものである。(平成18年10月1日以降は、全て大気汚染防止法の規制対象となっている。)

2 富山市所管分を除く。

表 1.2.5 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

年度	月日	地区・地域	種 類	時 間	発令局及び最高濃度		
昭和51	5.11	高岡・新湊	情 報	13:20～17:50	伏木一宮 0.128ppm		
	52	"	"	12:15～16:15	伏木一宮 0.118ppm		
53	5.26	高岡・新湊	注意報	12:30～14:30	高岡本丸 0.126ppm		
		富 山	情 報		呉 羽 0.100ppm		
	6.3	高岡・新湊	"	12:30～14:15	高岡本丸 0.102ppm ; 高岡波岡 0.116ppm		
	6.8	"	"	12:15～19:00	高岡本丸 0.107ppm ; 高岡波岡 0.116ppm		
	6.9	"	"	11:15～14:15	高岡本丸 0.103ppm ; 高岡波岡 0.100ppm		
	7.30	富 山	"	13:15～15:15	呉 羽 0.106ppm		
平成2	4.12	高岡・新湊	"	13:22～18:23	新湊三日曾根 0.120ppm ; 高岡伏木 0.102ppm		
3	9.5	高岡・新湊	"	13:20～15:20	新湊三日曾根 0.114ppm		
7	6.30	富山、高岡・新湊	注意報	14:20～17:15	婦中速星 0.124ppm ; 新湊海老江 0.121ppm		
14	6.8	滑 川 市	注意報	12:20～14:10	滑川上島 0.129ppm ; 滑川大崎野 0.127ppm		
16	6.5	富 山	注意報	12:10～19:20	富山水橋 0.127ppm ; 富山岩瀬 0.124ppm		
					富山芝園 0.129ppm ; 富山神明 0.133ppm		
					富山蜷川 0.127ppm		
					高岡本丸 0.121ppm ; 新湊三日曾根 0.127ppm		
	高岡・射水	"	13:10～19:40	新湊今井 0.123ppm ; 新湊海老江 0.124ppm			
				小杉太閤山 0.122ppm			
				魚 津 0.122ppm ; 黒部植木 0.124ppm			
	新 川	"	13:10～19:20	入 善 0.134ppm			
				富 山	"	14:10～16:10	富山水橋 0.120ppm
				高岡・射水	"	13:15～15:10	新湊海老江 0.123ppm
7.24	新 川	"	14:10～16:10	魚 津 0.121ppm			
19	5.9	富 山	"	14:12～18:04	富山岩瀬 0.123ppm ; 富山神明 0.123ppm		
					滑川上島 0.120ppm ; 滑川大崎野 0.121ppm		
		高岡・射水	"	13:05～18:04	高岡伏木 0.122ppm ; 高岡能町 0.120ppm		
					福 岡 0.123ppm		
新 川	"	15:05～18:04	入 善 0.121ppm				

イ 富山県公害防止条例（大気関係）

表 1.2.6 条例に基づく特定施設設置工場・事業場の届出状況

（19年3月31日現在）

地 域	特定施設設置工場・事業場数			地 域	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じんまたは 有害ガス [†]	計		ばい煙	粉じんまたは 有害ガス	計
富山市	12	346	358	小矢部市	1	47	48
高岡市	10	736	746	南砺市	3	116	119
魚津市	2	31	33	射水市	8	98	106
氷見市	3	36	39	中新川郡	1	40	41
滑川市	1	47	48	下新川郡	3	25	28
黒部市	1	52	53	計	76	1,701	1,777
砺波市	31	127	158				

(2) 監視指導

表 1.2.7 大気関係立入調査の概要 (18年度)

調査対象	立入調査内容
大気汚染防止法又は富山県公害防止条例(大気関係)の対象工場・事業場(富山市を除く)	排出基準等適合状況、対象施設の維持・管理状況及び届出状況の調査・指導
ブルースカイ計画 [†] の対象工場・事業場	燃料中の硫黄分や窒素酸化物の排出状況の調査・指導
大気汚染防止法又は富山県要綱の対象となるアスベスト除去等作業現場(富山市を除く。)	大気汚染防止法又は富山県要綱に基づく作業基準等の遵守状況の確認・指導

表 1.2.8 大気関係立入調査状況 (18年度)

業種 区分	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電子部品・デバイス製造業	電気業	廃棄物処理業	その他	アスベスト除去等作業現場	合計
	基準の適合状況				3 (7)	2 (2)				1 (1)				1 (1)		2 (3)	1 (6)		
有害物質及び有害ガス					11 (131)									5 (70)	2 (3)				18 (204)
燃料中の硫黄分		1 (1)		2 (2)	1 (1)							1 (1)			2 (3)				7 (8)
VOC施設					7 (14)					1 (2)			1 (1)						9 (17)
小計	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (9)	21 (148)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	5 (70)	6 (9)	1 (6)			44 (249)
届出確認																			
ばい煙発生施設	1 (3)	3 (6)		7 (34)	9 (81)		3 (11)	2 (53)	8 (136)	2 (8)	2 (20)	1 (5)	1 (13)	3 (65)	1 (4)	4 (20)			47 (459)
堆積場等の粉じん発生施設																	3 (6)		3 (6)
VOC施設			1 (1)		4 (9)	1 (1)				1 (3)			1 (1)						8 (15)
小計	1 (3)	3 (6)	1 (1)	7 (34)	13 (90)	1 (1)	3 (11)	2 (53)	8 (136)	3 (11)	2 (20)	1 (5)	2 (14)	3 (65)	1 (4)	4 (20)	3 (6)		58 (480)
石綿																			
除去																		142 (142)	142 (142)
封じ込め																		23 (23)	23 (23)
囲込み																		17 (17)	17 (17)
小計																		182 (182)	182 (182)
合計	1 (3)	4 (7)	1 (1)	12 (43)	34 (238)	1 (1)	3 (11)	2 (53)	9 (137)	4 (13)	2 (20)	2 (6)	4 (16)	8 (135)	7 (13)	5 (26)	3 (6)	182 (182)	284 (911)
指導件数				1	2	1	1		1	3	1		1			1			12

注 表中の数値は工場・事業場数、()は施設数である。

3 ダイオキシン類対策特別措置法

(1) 届出状況

表1.29 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設の届出状況 (19年3月31日現在)

地 域	工 場 事業場数	大 気 基 準 適 用 施 設 数			
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉	計
富山市	36	1	8	39	48
高岡市	23		21	21	42
魚津市	4			4	4
氷見市	4		1	4	5
滑川市	2			2	2
黒部市	8		3	6	9
砺波市	12			13	13
小矢部市	6		1	5	6
南砺市	20		1	19	20
射水市	14	1	16	14	31
中新川郡	4			8	8
下新川郡	3			5	5
計	136	2	51	140	193

(2) 監視指導

ア 県の立入検査・測定

表 1.2.10 立入検査及び排出ガス測定結果の概要

区 分	実 施 状 況	
立 入 検 査	立 入 件 数 (大気基準適用施設を有する工場・事業場)	18 工場・事業場
測 定	測 定 結 果 (排出ガス)	4 工場・事業場 (0.00033 ~ 3.7 ng ⁺ -TEQ/m ³ _N)

注 中核市である富山市を除く。

イ 設置者による測定結果

表 1.2.11 設置者による測定結果の概要 (18年度)(中核市である富山市を除く。)

区 分	報告対象施設数	報告施設数	事 業 者 の 測 定 結 果
排出ガス	146 (101)	137 (95)	0 ~ 7.6 ng-TEQ/m ³ _N
ばいじん等	99 (81)	92 (75)	0 ~ 58 ng-TEQ/g

注1 ()内の数値は、工場・事業場数である。

2 ばいじん等については、2工場・事業場(2施設)が処理基準(3ng-TEQ/g)を超過していた。

これらの工場・事業場は、廃棄物処理法に基づき、セメント固化により3ng-TEQ/g以下となるよう適切に処理されていた。

4 フロン回収破壊法及び自動車リサイクル法

(1) フロン類⁺回収業者等の登録状況

ア フロン回収破壊法

表 1.2.12 フロン回収破壊法に基づく第1種フロン類回収業者の登録状況（19年3月31日現在）

フロン類回収業者等の種類	登録者数
第1種フロン類回収業者	177

イ 自動車リサイクル法

表 1.2.13 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者等の登録状況（19年3月31日現在）

フロン類回収業者等の種類	登録者数
引 取 業 者	1,158
フロン類回収業者	308

5 スパイクタイヤ規制法

(1) 地域の指定状況

スパイクタイヤ粉じんの発生を防止する必要がある地域として、富山県内では図 1.2.2 の地域が指定されています。



図 1.2.2 スパイクタイヤの使用が規制されている指定地域

注 市町村の区域は、平成16年3月31日における行政区分による。
平成19年3月31日における行政区分は次のとおりである。

富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村：現富山市
高岡市、福岡町：現高岡市
砺波市、庄川町：現砺波市
黒部市、宇奈月町：現黒部市
城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町：現南砺市
新湊市、小杉町、大門町、下村、大島町：現射水市

6 その他

(1) 「エコドライブ⁺宣言者」登録の募集

表 1.2.14 「エコドライブ宣言者」の登録状況 (19年3月31日現在)

区 分	登 録 数
県 民	1,033 名
事 業 所	98 社

(2) 全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)実施結果

表 1.2.15 全国星空継続観察の参加状況(平成18年度)

実施期間	参加団体数	延べ参加者数	平均観察等級
夏 期 (7月下旬 ~ 8月上旬)	5 団体	77 名	7.6 ~ 9.1
冬 期 (1月中旬 ~ 1月下旬)	3 団体	40 名	7.9 ~ 8.2

